

かみのかわ

議会だより



Kaminokawa



消防団員規律訓練

No. **145**

平成24年5月

◆編集発行◆

上三川町議会広報調査特別委員会

〒329-0696

栃木県河内郡

上三川町しらさぎ一丁目1番地

TEL 0285 (56) 9161

◆ 今月の内容 ◆

3月定例会議決事項	2～3
予算審議	5～7
ここが聞きたい	
一般質問	8～17

■3月定例会■

平成24年度当初予算を含む
全議案を原案可決

定例会

平成24年第2回町議会定例会を
3月2日から15日まで、14日間の
会期で開きました。
日程は次のとおりです。

- 1日目 条例・補正予算等上程及び一部採決・委員会付託
- 2日目 休会
- 3日目 休会
- 4日目 議案説明・総括質疑
- 5日目 一般質問
- 6日目 一般質問
- 7日目 常任委員会審査
- 8日目 常任委員会審査
- 9日目 休会
- 10日目 休会
- 11日目 自宅審議
- 12日目 委員会報告書作成
- 13日目 委員会報告書作成
- 14日目 常任委員会審査結果報告

このようなことが決まりました

諮問

◆ 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
松坂正孝氏の任期満了に伴い、新たに菊池守人氏の推薦に同意しました。

条例制定・改正

◆ 上三川町安全で安心なまちづくり条例の制定について
町民が安全で安心に暮らすことのできるまちとすることを目的に制定しました。町並びに町民、事業者及び土地等の所有者それぞれに責務を定め、犯罪、事故等の未然防止への協力を求めるものです。

◆ 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
◆ 教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
行政改革を積極的に進める姿勢を示すため給与を5%減額するものです。

◆ 上三川町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
平成23年人事院勧告に準じて、町職員の給与等の改定を実施するため、改正しました。

◆ 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
スポーツ基本法等の改正による委員名称変更及び補助金等審議会廃止に伴う一部改正をしました。

◆ 上三川町東日本大震災復興推進基金条例の制定について
コミュニティの再生や地域経済の振興等に、栃木県の補助を受け、単年度予算の枠に縛られない、弾力的な運用をするため、復興基金を設置するため制定しました。

◆ 上三川町補助金等基本条例の一部を改正する条例の制定について
補助金等制度の仕組みなど、さらなる適正化を図るため、条例の

一部改正をしました。

◆ 上三川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

療養給付費の増加等に対処し、国民健康保険財政の健全化を図るため、条例の一部改正をしました。

◆ 上三川町霊園条例の全部を改正する条例の制定について

新規墓地の供用開始にあわせて、公平公正な利用促進並びに適正な管理を目的として、条例を全面改正しました。



上三川霊園

◆ 上三川町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部を改正する条例の制定について

民法等の改正により未成年後見人の選任などが改正されたため、整合性を図るため条例の一部の改正をしました。

◆ 上三川町ふるさと人材育成奨学金支給条例の制定について

優秀な学力・素質を持ちながら、修学困難な者に対し、奨学金を支給し、有用な人材を育成することを目的として、条例を制定しました。

◆ 上三川町公民館設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

公民館運営審議会委員の委嘱基準を明確にするため、条例の一部改正をしました。

◆ 上三川町立図書館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

図書館協議会委員の任命基準を明確にするため、条例の一部改正をしました。

◆ 上三川町スポーツ振興審議会に関する条例の一部を改正する条例の制定について

スポーツ基本法の改正に伴い、町スポーツ振興審議会の名称等の変更が必要となったことから、条例の一部改正をしました。

◆ 上三川町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について

公営住宅法等の改正に伴い、町営住宅入居者資格の同居親族要件、

入居収入基準を条例等で規定するため、条例の一部改正をしました。

◆ 上三川町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

国道占用料の改定がされたため、これに併せて、町道占用料の改定を行うため、条例の一部改正をしました。

◆ 上三川町公共物管理条例の一部を改正する条例の制定について

町道占用料の改定に併せて、公共物使用料及び都市公園占用料を、町道占用料に準拠するように改定するため、条例の一部改正をしました。

◆ 上三川町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

高齢者世帯や単身世帯の使用実態に即した水道料金を目指し、家事用の基本水量、基本料金の改定するため、条例の一部改正をしました。

◆ 上三川町特定疾患患者福祉手当支給条例の制定について

特定疾患患者及びその家族の福祉の増進を図るための手当を支給

するため、条例を制定しました。

◆ 上三川町保育所設置条例の一部を改正する条例の制定について

上三川保育所を民営化することに伴い、上三川保育所を廃止するため、条例の一部改正をしました。

◆ 上三川町子育て支援センターの設置及び管理に関する条例の制定について

様々な子育て支援を行う拠点施設として、子育て支援センターを設置するため、本条例を制定しました。

◆ 上三川町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

介護保険事業計画に定めるサービス費用見込額等に基づき、財政の均衡を保つことができるよう介護保険料率を見直すため、条例の一部改正をしました。

認定

◆ 町道路線の認定について

民間住宅団地等の開発により、町に帰属となる開発道路、並びに富士山地区整備事業に伴う道路を、町道として認定しました。

補正予算

◆ 平成23年度上三川町一般会計補正予算(第5号)

2億7,610万2千円を減額。
当面する課題に適切に対応するとともに、国庫支出金及び県支出金事業費の確定による減額又は増額、各種基金からの繰入金を減額などに伴う補正です。

◆ 平成23年度上三川町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)

2,082万円を減額。
一般管理費及び共同事業拠出金額の確定等による補正です。

◆ 平成23年度上三川町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)

581万2千円を減額。
国・県負担金の額の確定見込み及び介護給付費等の減額に伴う補正です。

◆ 平成23年度上三川町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)

226万8千円を減額。
後期高齢者広域連合納付金の額の確定による補正です。

◆ 平成23年度上三川町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)

1億3,874万1千円を減額。
事業費確定に伴う、工事請負費・物件補償費の減額による補正です。

◆ 平成23年度上三川町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)

370万円を減額。
事業費確定に伴う、施設管理費・設計委託料・工事請負費の減額による補正です。

◆ 平成23年度上三川町水道事業会計補正予算(第3号)

収益的支出
1,153万5千円を減額。
修繕費・動力費の減額に伴う補正です。

資本的支出
2万円の増額。

法定福利費の増額に伴う補正です。

※収益的支出

水道事業の営業費用

※資本的支出

水道事業施設整備費用

24年当初予算

平成24年度の全会計予算は、各常任委員会に付託され、3月8日・9日の2日間、関係課長等の説明を受けた後、質疑を行いました。各委員会での予算審議の主な内容については、常任委員会審査結果報告(抜粋)を見てください。

◆ 一般会計予算
歳入歳出
99億8,700万円

◆ 国民健康保険事業特別会計予算
歳入歳出
29億9,500万円

◆ 介護保険事業特別会計予算
歳入歳出
16億1,200万円

◆ 後期高齢者医療特別会計予算
歳入歳出
2億200万円

◆ 公共下水道事業特別会計予算
歳入歳出
12億1,800万円

◆ 農業集落排水事業特別会計予算
歳入歳出

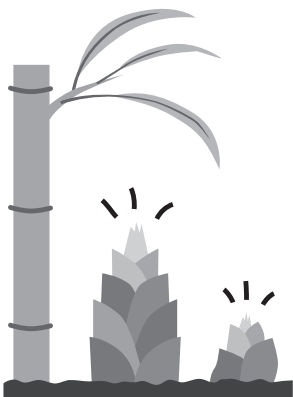
歳入歳出
2億5,200万円

◆ 水道事業会計予算
収益的収支

収入 5億2,833万3千円
支出 5億2,366万5千円
資本的収支

収入 6,918万3千円
支出 2億5,004万8千円

※ 当初予算の内容は、町広報「かみのかわ」平成24年4月号に掲載してあります。



常任委員会審査結果報告（抜粋）

総務文教

委員長	田村 稔
副委員長	北山 トヨ
委員	高橋 正昭
委員	上村 康幸
委員	山本 辰夫
委員	隅内 正美

◆付託案件

① 条例等議案第3号から議案第16号

② 一般会計予算のうち、歳入全般と歳出の議会費、総務費、衛生費、消防費、教育費、公債費、諸支出金、予備費

◆主な質疑

主な条例の質疑では、総務課所管の審査で、耕作放棄地等の危険箇所について把握しているかの質問に対し、耕作放棄地等の個々の事案については、各担当課において対応していると説明がありました。

企画課所管の審査では、補助金等基本条例に基づく審査機関に対する質問に対し、補助金等審議会に変わり、補助金等審査委員会を設置すると説明がありました。報

告書の提出義務はあるかの質問に対し、効果等について検証したものを提出してもらおうと説明がありました。

税務課所管の審査では、保険税の徴収率についてどのようなになっているかの質問に対し、24年度の徴収率を87.5パーセントで設定している、これを上回るよう努力していきたいと説明がありました。医療費の問題に対する質問に対し、被保険者一人当たりの額は27万7千円で、全国平均28万5千円をやや下回っているが、医療費を抑制することが保険税の上昇を抑える鍵となると説明がありました。

住民生活課所管の審査では、霊園には仮設トイレしかないが、整備する予定はないかの質問に対し、これまで苦情は来ていない、今後、利用者が増えることを考えると整備の必要も出てくると説明がありました。

教育総務課所管の審査では、年度途中で学費の支払いが困難な場合の申請はできないかの質問に対し、前年の所得で申請することになっており、年度途中での募集

は行っていないと説明がありました。生涯学習課所管の審査では、図書館の指定管理者導入後の図書館協議会はどうなっているかの質問に対し、指定管理者から利用実績報告及び次年度の開館計画の説明を受け、指定管理者に対し指導助言をしていると説明がありました。

に対し、本郷小学校地区では地区社会福祉協議会の役員が中心となって地区内の自治会説明会を行うなど組織化に向け動いているが、上三川小学校地区では具体的な動きはないと説明がありました。防犯灯について自治会が申請しても対応できないことはあるかの質問に対し、防犯灯は年に20基から40基を予定しているが、自治会数は90以上あり、通学路など公共性の高い箇所から設置していると説明がありました。防災計画の質問に対し、計画の内容は、国・県の防災計画と整合性を持ったものとし、町の状況にあわせた独自の対応も加味した内容で、東日本大震災に係る反省点を踏まえて、各職員が携帯できる形式の行動マニュアルを作成する計画であると説明がありました。

企画課所管では、デマンド交通はどのような行方なのかの質問に対し、運行委託業者に町内に営業所を設けてもらい、その営業所でオペレーターが配車システムを使いデマンド交通を運営してもらうことで考えていますと説明がありました。メール配信事業、栃木テレビデータ放送事業の具体的な内容に関する質問に対し、メール配信事業は、携帯電話やスマートフォン等の利用者に対して町の情報を配信します。栃木テレビデータ放送は、町内だけでなく町外の方にも広く町のイベント等の情報を配信しPRに努めていくと説明がありました。

住民生活課所管では、太陽光発電補助金の実績についての質問に対し、今年度は現在90件と説明がありました。また、予算額を超えた場合についての質問に対し、温暖化対策推進などの見地から補正予算をお願いする場合もあると説明がありました。

総務課所管では、コミュニティ未組織地区の状況についての質問

に対し、人材派遣では、ALT5名の派遣と司書3名を派遣し、AL

Tは外国語の指導助手であり教員資格は持っていないが、長年日本に在任しており経験豊富な人で、日本語検定中級以上の人が派遣されていると説明がありました。

生涯学習課所管では、体育指導委員14名の経験年数に対する質問に対し、1期2年から長い人で15年以上の者がいると説明がありました。また、経験が長い場合の問題点はないかの質問に対し、県では40年以上の委員もおり、経験の長い委員の方が、スポーツ推進を図れると説明がありました。

審査の結果、条例等の議案第3号から議案第16号及び所管予算については全員賛成で原案のとおり可決することで決定いたしました。

経済建設

委員長 勝山 修輔
副委員長 稲川 洋
委員 生出 慶一
委員 稲見 敏夫
委員 宮崎 哲

◆付託案件

① 条例等議案第17号から議案第22号

② 一般会計予算のうち、衛生費、

労働費、農林水産業費、商工費、土木費、災害復旧費

③ 公共下水道事業特別会計予算

④ 農業集落排水事業特別会計予算

⑤ 水道事業会計予算

◆主な質疑

主な条例の質疑では、都市建設課所管の審査で、道路にある捨て看板の扱いに対する質問に対し、栃木県屋外広告物条例に基づき町の条例で手数料として取り扱っていると説明がありました。

上下水道課所管の審査では、水道料金改定に伴う減額金額、新料金の適用時期に対する質問に対し、減額は年間約1300万円から1400万円になる、新料金は4月の検針から適用になると説明がありました。

予算審査では、産業振興課所管で、環境保全型農業直接支援対策事業の内容に対する質問に対し、有機農業等に対する補助で、上三川町でも該当者がいると説明がありました。次に、消費生活センターの設置に対する質問に対し、独自に設置するためには、消費生活専門相談員の資格を有する者が最低2人は必要であり、設置場所及び相談員の確保などが困難なことから、宇都宮市に委託する方向で進めていると説明がありました。都市建設課所管では、地籍調査に

入る地区は具体的にどこかの質問に対し、多功地内の貨物ターミナル付近、木田地内を中心に実施すると説明がありました。武名瀬川の調整池が出来れば、水が溢(あふ)れないのかの質問に対し、ある程度の溢水(いっすい)は対応できるが、基本は下流の改修を行わないと解決しないと説明がありました。次に、住宅耐震診断の補助の内容に対する質問に対し、昭和56年以前に建てられた木造家屋が補助の対象となる、県の協力を得て、古い家屋等に直接訪問してPRに努めていると説明がありました。

上下水道課所管では、合併浄化槽の補助対象地区はどこかの質問に対し、公共下水道の認可区域に編入されるまでの地区(石田、川中子北部)と向川原地区が対象地区と説明がありました。

次に公共下水道事業特別会計予算では、地方債の現在の利率は年何パーセントかの質問に対し、過去3年間の利率は1.8パーセントから2パーセントであると説明がありました。

農業集落排水事業特別会計予算では、各地区の接続率はどのくらいかの質問に対し、平成23年度2月末現在の接続率は、大山区98.76パーセント、北東部地区60.54パーセント、東部地区

68.59パーセント、南部地区30.16パーセントと説明がありました。平均使用料に対する質問に対し、毎月1件当たり約3,100円と説明がありました。

次に水道事業会計予算では、コンビニや金融機関への委託予定金額はどのくらいかの質問に対し、銀行及びJAは47万円、コンビニは95万円、全国のコンビニで支払えると説明がありました。

審査の結果、条例等の議案第17号から議案第22号及び所管予算については全員賛成で原案のとおり可決することで決定いたしました。

厚生

◆付託案件

① 条例等議案第23号から議案第26号

② 一般会計予算のうち、民生費、衛生費、災害復旧費
③ 国民健康保険事業特別会計予算
④ 介護保険事業特別会計予算
⑤ 後期高齢者医療特別会計予算

◆主な質疑

主な条例の質疑内容といたしまして、福祉課所管では、現在、町で受け付けている虐待件数は何件くらいかの質問に対し、全体で

は54件になります。町で掌握して
いない事例も当然多くあると思わ
れますので、今後啓発活動に、力
を入れたいとの説明がありました。

子育て支援センターの開所日
については、土曜日、日曜日の開所
は考えていないのかとの質問に対
し、休日は家族の団らんのため
日として、考えていますので当面
は土日開所の予定はありませんが、
将来的には、利用者の要請が多い
ようであれば、柔軟に対応してい
きたいとの説明がありました。

介護保険料の不納欠損の人数は
との質問に対し、平成22年度は57
人になりますとの説明がありまし
た。

予算審査では、福祉課所管予算
で、大山保育所の職員が増えてい
る理由と臨時保育士の賃金の内容
はとの質問に対し、平成24年度か
ら、大山保育所では、土曜日の11
時間開所と新たに延長保育を実施
するため、職員増となっています。

臨時保育士の賃金は、延長保育及
び入所児童の増員対応のためとの
説明がありました。現在の特定疾
患見舞金制度の状況についてはと
の質問に対し、特定疾患の対象と
しては、一般特定疾患が、国指定
56疾患と県指定2疾患を合わせた
58疾患、また、小児慢性特定疾患
が11疾患群、514疾患で、今年
度、町で見舞金を支給した方の疾

患の種類については、一般特定疾
患が33疾患、小児慢性特定疾患に
ついては、特定できませんが、17
人が該当になっていきますとの説明
がありました。

障害福祉サービス費のうち無料
となっているのはとの質問に対し、
平成23年4月1日現在になります
が、185名の受給者のうち生活
保護によるものが11名、住民税非
課税によるものが120名で、こ
れらについては無料となりますと
の説明がありました。

健康課所管では、健康診査の受
診率及びがん検診からのがん発見
数はとの質問に対し、特定健康診
査の受診率は年々受診者が増えて
いるものの、国が市町村国民健康
保険者に目標としている受診率
65%には届かないとのこと
が、がんの発見者数は平成21年の結果
では胃がん5人、大腸がん8人、
子宮頸がん2人、乳がん5人との
説明がありました。

保険課所管では、安否確認は、
年間に何件くらいなのかとの質
問に対し、平成23年度は、2月末
時点で13件の緊急通報がありまし
た。その内の7件は同一人物です
との説明がありました。

国民健康保険事業予算では、医
療費が23億円かかっていると
言われているが、療養給付費の伸びの
理由を具体的にとの質問に対し、

保険給付費が毎年4,500万円
ほど増えていて、この伸びを抑え
るため、現在住民の方に、健康へ
の取り組みの話をさせてもらって
いる時に、医療費の約半分を生活
習慣病関連の病気が占めていると
説明していますとの説明がありま
した。

介護保険事業予算で、介護認定
を受けた人数と、再申請を受けた
人数はとの質問に対し、平成22年
度の申請者1,153名で、内訳
は、新規が275名、更新申請が
809名、変更申請が59名、その
他10名となっています。平成22年
度末の認定者は892名となりま
すとの説明がありました。次に、
保険料を上げないために介護給付
費準備基金を取り崩すなどの考え
はとの質問に対し、介護給付費準
備基金を51%取り崩しました。給
付費の支払のため1か月か2か月
分ぐらいいは残しておかなければな
らないとの説明がありました。

後期高齢者医療予算では、保険
料の値上げはどれくらいになるの
かとの質問に対し、2,175万
3千円の値上げとなっています。
一人当たりでは保険料が約7,6
00円の値上げとなり、一人当た
りの平均の保険料額は53,65
0円になりますとの説明がありま
した。また、平成22年度の決算で
滞納者の人数は、また払えない人

の保険証はとの質問に対し、平成
22年度の滞納者の人数は36人にな
ります。またその内、短期保険証
が交付されているのは3人になり
ます。滞納されている方には通知
をし、役場で納税相談を行って
いますとの説明がありました。

審査の結果、条例等の議案第23
号から議案第26号までは全員賛成。
予算案では議案第34号は全員賛成、
議案35号から議案第37号まで賛成
多数で原案のとおり可決すること
で決定いたしました。

上三川町マスコットキャラクター



かみたん

9名の議員が質問

紙面の内容は、質問・答弁とも質問者自ら要約、執筆したものを掲載しています。

- 宮崎 哲 議員
 - ・自然エネルギー
 - ・教育（武道）
- 稲葉 弘 議員
 - ・国保税値下げ
 - ・巡回バスの見直し
 - ・教育行政
 - ・高齢者医療充実
- 稲見敏夫 議員
 - ・協働のまちづくり
 - ・子育て支援
 - ・温暖化対策
- 石崎幸寛 議員
 - ・地震を想定した危機管理
 - ・放射線が高くなってしまったときの対応
 - ・自治会未加入世帯
 - ・議員を各種委員会の委員に任命することの可否
- 貝賀芳夫 議員
 - ・これからの町づくり
 - ・都市計画税
 - ・いきいきプラザ
 - ・人事管理
- 稲川 洋 議員
 - ・南部地区の活性化策
 - ・いきいきプラザの利用推進策
 - ・暴力団排除条例の制定
 - ・町の農業を守る方策
 - ・町が町民の秘密保持をすることの重要性
- 上村康幸 議員
 - ・学校教育設備
 - ・防災計画
- 勝山修輔 議員
 - ・行政改革及び意識改革の理念
- 田村 稔 議員
 - ・東日本大震災対策
 - ・まちづくり
 - ・巡回バス見直し
 - ・子育て支援
 - ・安心・安全なまちづくり（教育施設等）
 - ・小中学校グランド芝生化
 - ・学力アップ
 - ・防災無線設置事業
 - ・高齢者対策
 - ・住民サービス
 - ・子育て支援センター事業
 - ・歳出削減

ここが聞きたい

一般質問



自然エネルギーについて

問

文科省によると、全国の公立小・中学校で太陽光発電パネルを設置しているのは1200校、同省は24年度、1万2000校に増やそうと、国の緊急経済対策補助制度を盛り込んだ。

(1) 本町での自然エネルギー発電計画はあるか伺います。

答

町長 町といたしましては、国のエネルギー政策の転換点を注意深く見守る一方で、温暖化対策を展開する事が重要と考えています。

問

栃木県は県設置で電力消費量の少ないLED照明の切りかえを進め、県立博物館など5施設



宮崎 哲 議員



LED照明

答

町長 LED照明を導入しました本町の事例は、明治コミュニティセンターと役場庁舎の外灯があります。国の補助事業を導入したものの、町の公共施設へのLED照明導入は器具の価格が高価であることから、具体的な計画は今のところございません。

問

藪沼の親水公園の水車、神主の親水公園などに水車を、藪沼配水場、しらすぎ配水場を利用し発電ができないか伺います。

答

住民生活課長 1つのシンボル、あるいは観光的な側面という意味では水車とか、藪沼・神主の可能性はあると思う。

答

上下水道課長 配水場につきましては、高架水槽から高低差を利用して自然流下方式になっております。水道施設を利用した水力発電につきましては、水質管理や建設コストの面から費用対効果など、今後研究してまいります。

教育について

問

平成24年度より全国の中学1・2年生の男女に体育の授業で、武道必修化が始まります。

(1) 各中学校の選択授業を伺います。

答

教育長 本町の中学校では、上三川中学校と本郷中学校が柔道、明治中学校では柔道と剣道を生徒に選択をさせまして、どちらかを実施することになっております。

問

(2) 新たな教員を招くのか伺います。

答

教育長 指導に当たる教員ですが、全員が柔道・剣道の段位または級を取得しております。

問

(3) 部活動になった場合、同じ室内競技で場所はまにあうのか伺います。

答

教育長 現在実施しています部活動だけで手いっぱいという状況です。柔道など新たな部活動の設置は考えておりません。

問

(4) 防具など父兄の負担になります。補助の考えを伺います。

答

教育長 授業で使用する柔道着につきましては、原則学校予算等で事業を実施、補助の考えはありません。



武道 (柔道)

稲葉 弘 議員



国保税の値下げ

問 値下げのための一般会計からの繰り入れの考えは。

答 保険課長 今回の税率改正は、平成24年度の歳入不足を補う最小限度の改正としたことから、平成25年度もまた歳入不足になることも予想されます。町としては、被保険者にさらなる税率改正により負担を求め難いこと、難しいと考えております。そのため、一般会計からの繰り入れなどの財源補てんのあり方、医療費抑制のための方策などを関係各課と協議いたしました。平成24年度前半に仮称でありましたが、国民健康保険事業運営健全

化計画を策定し、国民健康保険事業の安定した運営を図ってまいりたい。

巡回バスの見直し

問 事業者との契約があと2年間あるが、デマンド交通への切り替えは。

答 企画課長 平成25年2月で運行契約が終了いたしますので、その翌月からデマンド交通に切り替える計画です。

問 デマンド交通は、1日何人の乗車を見込むのか。

答 企画課長 利用者については、1日50人を想定している。

問 運行ルート、時間、料金、事業者の選定、営業日は。

答 企画課長 運行区域については、町内全域に加えまして、隣接市の病院、商業施設及び駅を計画している。運行日と運行時間ですが、運行日は土曜・日曜・祝日・振替休日及び年末年始を除いた平日とし、運行時間は午前8時から午後5時までとし、原

則1時間に1便の運行を計画している。運賃は、町内につきましては、中学生以上が200円、小学生100円、未就学児は無料とし、町外については、中学生以上300円、小学生は100円、事業者の選定方法は、プロポーザルによる選定を予定しています。

教育行政について

問 本郷地区に特別支援学校の実施は。

答 教育長 新たに特別支援学級をつくる場合には、3人以上の児童または生徒がいないと設置することができません。本町の就学指導委員会において、特別支援学級への就学が適切であると判断され、かつ、特別支援学級への就学を希望する児童、または生徒が3人以上になれば、新たに特別支援学級を設置したい。

高齢者の医療充実

問 高齢者への肺炎球菌ワクチンの予防接種は、現在14の自治体

で実施しておりますが、町の対応と予算額は。

答 健康課長 3種類の任意接種の公費助成によりまして、予防接種事業にかかる予算が倍増しており、財政面を考慮しますと慎重な判断が必要となります。経費を一部助成すると、3,500円助成として、75歳以上で3,900人が対象となり、接種率7割として、予算的には、950万円となります。

協働のまちづくり

問 町民との協働のまちづくりに
ついて町長はどのように考えて
いるか伺います。

答 町長 行政情報の公開、提供を
積極的に行い、町民と行政の情
報の共有化を図りながら多様な
町民参加、協働の仕組みづく
りを進め、町の持続的発展とい
う共通の目標を持って役割分担
と責任分担のもと、それを実現
していくものであると考えてお
ります。

問 各種ボランティアを発展、拡
充させ、NPO法人化に向けた
支援も必要だと思いますが、町
長の考えは。



稲見 敏夫 議員



外出支援ボランティア

答 町長 ボランティア活動など、
町民から、NPO法人の設立に
関する相談等があれば、町も社
会福祉協議会と話し合いながら
進めていきたいと考えておりま
す。

問 自治会活動補助金の今後の方
針について伺います。

答 町長 事業を実施している自治
会長には、自立した活動を継続
して実施していただくとともに、
補助事業を実施していない自治
会につきましても、制度を理解
していただき、補助事業に取り
組んでいただくことで地域の活

子育て支援

性を図り、ひいては、活力の
ある上三川町の実現につなげ
たいと考えており、当面は、この
補助金制度を現状のまま推進し
ていきたいと考えております。

問 子育て支援センターについて
伺いたい。

答 町長 子育てに関するさまざま
な相談や交流の場の提供を目的
とした子育て支援センターを旧
上三川保育所の施設をそのまま
利用して、設置いたします。



旧上三川保育所

問 ファミリーサポートセンター
について伺いたい。

答 町長 子育てに関し、さまざま
な援助を希望する依頼会員と、
その援助を行う提供会員による
会員制のシステムであります。が、
平成24年度からの実施を予定し
ています。

問 幼保を一体化した総合子ども
園に対する町の取り組みにつ
いて伺いたい。

答 町長 現段階での具体的な取
組みはありませんが、子育て支
援の体制が、より一層充実した
制度になることを期待していま
す。

温暖化対策

問 CO2削減についての町の取
り組みについて伺います。

答 町長 上三川町地球温暖化対策
実行計画を策定し、削減目標を
定め、環境問題への意識を高め、
情報の発信と共有に努め、啓発
活動を推進しています。

石崎 幸寛 議員



地震を想定した危機管理

問

東日本大震災から1年が経とうとしているが、当町で震度6強クラスの地震が発生したと想定したときの対応はどうなるか。

答

総務課長 対策本部は、相当の被害が予想される場合もしくは、被害があった場合に設けることになっており、昨年の東日本大震災のときも即座に設置しました。また、その時の経験と反省を踏まえ、消防・防災訓練を10月と2月に実施しました。
職員として、予防可能な災害被害の発生を極力抑えるとともに、常に職員一人ひとりが危機意識を持ち、日頃から自分が必要すべき行動や役割を確認・認識

問

停電時の対応は。

答

総務課長 この度の災害時の停電において、庁舎内で電源を必要とする、すべての作業ができなかった反省点を踏まえ、庁舎非常用電源の見直しを行い、現在改修工事を行っているところです。



非常用電源

問

避難所の対応は。

答

総務課長 開設・運営につきましては、町の防災計画のとおり福祉課が担当し、特に乳幼児・高齢者・障がい者等の健康状態を十分に把握し、保健師等による健康相談等も実施します。

放射線量が上がったときの対応は

問

福島原発事故はまだ終わった

訳ではない。再び放射線が吹き出し、線量が上がったときの対応は。

答

総務課長 原子力災害対策は、町の防災計画では県と同様にまだ定められておりません。

現在、政府の防災対策推進検討会議におきまして、国の防災計画の見直しを行っており、そこに原子力災害対策も新たに加わる予定です。

栃木県におきましても、政府の見直しを見ながら原子力災害対策を決定いたしますので、当町も見直された県の地域防災計画の原子力災害対策基本計画とすり合わせをしながら対応していきます。

自治会の未加入世帯

問

自治会未加入あるいは脱会世帯は、受ける行政サービスの差はあるか。

答

総務課長 広報紙や回覧物につきましては、公共施設においての受け取り、または掲示という形になります。

ゴミステーションの利用につきましては、地域ごとの集積場の維持管理は利用者の協力によって成り立っており、この点

議員を各種委員会委員に任命する際の可否

問

議員が町長の諮問機関である各種委員会委員に議員の資格をもってなると、委員会で審議したことをもう一度議会で審議することになる。道義上または自治法上問題はないのか。

答

また、そのときの報酬は議員報酬との重複支給にならないか。
副町長 教育委員・固定資産評価審査委員などは禁止されていますが、諮問委員などの各種委員会委員は禁止されていません。
また、委員会委員の報酬は自治法で義務付けられておりまして、問題ないと考えております。

これからの町づくりについて

問 今後町づくりを進める中で、本町の理想郷をどのような考えで推し進めるのか。

答 副町長 より安心・安全で活力のあるまち 上三川の実現を図ることでありませぬ。

問 県下一若い町との報道がありました。その内容と今後その若い町を続けてゆくために、どのような施策が必要か。

答 副町長 来年度から新たに子育て支援センターの設置やファミリーサポートセンター事業・休日保育事業等の推進を図ってま



貝賀 芳夫 議員

います。

都市計画税について

問 目的税とされる本税が、果たしてきた役割が、そろそろ終末を迎えていないか。

答 副町長 公共下水道事業の実施や地方債の償還に充当している。事業の終結・地方債の完済までは、その役割が残っている。

問 今後における本税の存続か、廃止か、どのように考えているか。

答 副町長 必要な財源を的確に把握しながら適正に運用したい。

問 市街化区域内の下水道、調整区域内の集落排水、上水道を含め、おおむね整備が進んでいますが、この果たした役割は最終段階と自分を感じています。時の流れ、近隣の状況、前後左右を考慮して、勇気ある答弁をお願いいたします。

答 副町長 現下の厳しい財政の中では、すぐに廃止するわけには

いきませんが、そろそろ廃止に向けた検討に入ってもよい時期にきているのではないかと思う。

答 町長 壬生町及びその近隣市町の状況を研究し、本町の財政計画、諸般の状況を勘案し、研究してまいりたいと思ひます。



街路整備

いきいきプラザについて

問 今後において、再委託契約する中で、当初の見込みとの相違についてどのような点に留意して進めるか。

答 副町長 維持管理運営に伴う施設整備の維持修繕事業等を追加

する予定であります。

問 あらゆる世代の健康維持増進施設であるといわれております。どのような尺度をもって表すのか。

答 副町長 平成24年1月31日現在では(23年度途中)22万人あまりの方が利用されているところでありませぬ。町民の健康維持と心身のリフレッシュに大きな効果が出ているものと考えています。また、継続的に利用されることが健康寿命の延伸を図るものと考えています。



いきいきプラザ



マシンスタジオ

稲川 洋 議員



南部地区の活性化策

問 南部開発道路を核にした南部地区の活性化策はどうなのか。

答 都市建設課長 南部地区には条例指定地域もあり、計画的開発の誘導で地域特性を生かした町づくりを努めます。

問 南部開発道路を鬼怒川流域沿いに、真岡壬生線まで延長すべきと思つが、計画はあるのか。

答 都市建設課長 鬼怒川沿いの地域の活性化等を図るため、幹線道路等の整備状況を踏まえつつ研究していきます。

いきいきプラザの活性化策は

問 いきいきプラザを月曜日も開館して利便性を向上すべきである。

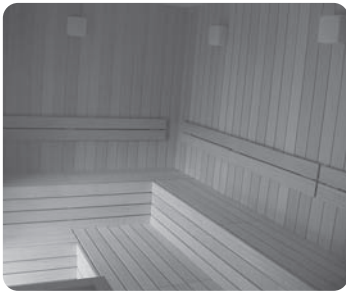
答 福祉課長 月曜日を月1〜2日程度休館として開館日数を増やす方向で検討しています。

問 いきいきプラザ内で使用される食材・飲料等を町内の業者から購入すべきだと思つが。

答 福祉課長 その旨、商工会を通じて経営者に話し、できる限り努めていきます。

問 刺青、タトゥーをした者のプール及び浴室への入場自粛喚起を徹底させるべきである。

答 福祉課長 十分に関係機関と詰めて、お断りということを指導していきます。



いきいきプラザ (サウナ室)

暴力団排除条例の制定について

問 町の暴力団排除条例の制定は。

答 総務課長 町民に対する支援等を定めた基本条例の制定について検討中で、24年度中の施行を目指しています。

問 県の暴力団排除条例モデル条例では暴力団員でなくなつてから5年間は暴力団員とみなす規定があるが、そういった反社会的勢力から町民の生活と財産を守りぬくことも必要と考えるが。

答 総務課長 警察や関係機関と連携を密にして排除していくという基本条例を掲げていく考えであります。

問 恫喝などにより物を言えない町民の声や訴えをくみ上げて暴力相談窓口等の設置の考えは。

答 総務課長 基本条例制定後、排除に向けた推進部隊を作り検討していきます。

農業と農地を守る方策について

問 農業者の認定を却下された場合、申請者が農業委員個人あてに親書を送りつけ、自宅を訪問

するなど反社会勢力の恫喝まがいの不当な圧力に対して行政の考えは。

答 産業振興課長 県農業会議等と緊密な連携を取りつつ、そういった事例があつた場合には警察当局に連絡して情報を蓄積していき、法令に基づき適正に対処します。

問 農業委員の責任に比べて待遇が低いと考えるが。

答 産業振興課長 県や近隣市町の動向をみながら検討していきます。

問 農産物加工所は設立経過や女性団体の活躍の場の提供、町内農産物の活用などの観点から、行政は今後も支援することを望むが。

答 産業振興課長 上三川産農産物のPR、特産品開発などもあり、今後とも支援していきます。



農産物加工所

学校教育設備について

問

インターネット時代の今、様々な情報がネット社会で飛び交い、本人の知らぬ間に個人情報も例外ではなく、個人の趣味趣向や営利目的としてネット社会に流通しています。こうした現状を鑑み、本町の小・中学校に於いてごもたちの個人情報保護が適切に保護されているのかどうか、その一例として、学校教育施設であるプールの目隠しを取り上げ伺います。

答

教育長 本町の小・中学校のプールの目隠しの現状については、本郷中学校の3校につきまして、プールの設置箇所が道路に面していることから、道路に面している所に目隠し用のフェンスをしているところがございます。その他の小・中学校につきましては、外部の視線を防止する為、仮設の目隠しを設置しているところがございます。

問

(2) 今後の設置の見通しについて伺います。

答

教育長 設置につきましては、様々な影響がございますので、学校関係者の意見や要望を聞き

問

まして、慎重に研究、検討をしましてまいりたいと考えております。個人情報保護の質問からは離れますが、目隠しにより内部の様子が外からわからない構造になった場合の緊急時情報伝達システムについて、現況と今後は中学校で武道必修化が行われ、これら施設の安全確保とも合わせたシステムの構築が必要かと思われませんが、今後の整備の見通しについて伺います。

答

教育長 平成24年度から、この携帯電話のメール機能を用いた情報メール配信システムの構築を考えてまいりました。このシステムは、町教育委員会が保護者へ緊急にお知らせしたい情報を迅速、かつ正確に一斉に配信できるシステムでございます。具体的には、大震災等の震災発生における児童・生徒の安否確認や保護者への引き渡し、不審者情報、また学校行事の実施の可否など、広く活用できると考えております。しかしながら、学校を含めました町としての本システムが稼働計画となっておりません。別々に2つを構築するという事ではなく、教育委員会の考えております内容を組み込んでいただきます。1

問

上下、上中に整備される防犯カメラシステムはどのようなものであるのか伺います。

答

教育長 本システムに関しましては、あくまでも学校の校舎の周辺という形でプールについては入っておりません。今、プールについては、フェンスを囲ってしましますと、やはり視線が遮られて非常に見通しが悪いところがありますので、時期的には、6月中旬〜7月いっぱいという形になり、よし、もしくはブルーシートで囲いをして対応しているような状況です。

問

各学校現場からプールの目隠しの設置について要望があった場合は前向きに対処していただけるという事でよろしいでしょうか。

答

教育総務課長 そちらにつきましては、学校のほうと十分調整を図りながら対応してまいりたいと考えております。



上村 康幸 議員



学校プール

勝山 修輔 議員



行政改革及び意識改革について

問 行政改革及び意識改革の理念について、副町長及び、町長の見解をお聞きしたいと思います。

答 副町長 5つの基本方針のもと、民間の力の積極的な導入等を図りながら地方分権の時代にふさわしい、有効性、効率性、経済性を追求した行政システム、最小の経費で最大の効果が得られる行政システムの確立を目指します。

問 公務員として働いているのは、公僕なのでしょうか、労働者なのでしょうか。

答 副町長 職員は、地方公務員法の定めに従いまして全体の奉仕者として仕事をしていくという

ことではございます。

問 そうすると、一般的にいう公僕ということでしょうか。

答 副町長 以前、「公僕」というような使われ方をしております、今も一般的にはあまり使わないのですが、そのような言い方がされているということではございます。

問 常識、非常識についてお尋ねします。民間委託契約をしている水道料金徴収の件です。いつから、民間委託したものを税金で払えるようになったのか、どういう趣旨で税金で対処できるようになったのですか。改めてお聞きします、徴収義務とはどういうことなのでしょう。この発言で私が言いたいことは、これが常識なのか、非常識なのかということですか。

答 副町長 水道料金等の徴収につきまして民間業者に委託をしているわけでございます。業務が契約どおり遂行されているということを確認し、委託契約金を払っているということではございます。

問 委託契約金を払っているのは理解しております。ただ、未収金という欠損金を税金で払うのが常識なのか非常識なのかという

うことをお聞きしているのです。

答 副町長 不納欠損でございますが、法律に該当したものについては不納欠損で処理するわけでございます。

問 今の副町長の答弁では、欠損金を税金で払うこと、民間に委託したものを払うことは常識だという見解でしょうか。

答 副町長 不納欠損というのは、歳入の部分で、予定した収入が入らなかったということではございます。

問 民間委託契約にあって、その契約金を払って民間がやっていることに、欠損金が出たときには民間委託をした人が欠損金を町に払うべきだと認識しております。

答 副町長 委託業務の中には大きく2つあると思います。工事の請負契約の部分と、業務の委託契約でございます。業務委託契約につきましては、結果責任は最終的には問われないということではございます。

問 それでは、そのような契約はおやめただけですか。条文にないことをやる必要はないということですか。民間委託をしたの

ですから、町には一切迷惑をかけるないというのが委託契約だと私は思います。

答 副町長 結果責任をすべて持つということですが、これは、民法の規定によりまして、請負契約、あるいは業務委託契約につきましては民法で規定されていることですので、そこまで契約書にうたうというのは不可能かと考えているところです。

問 委託契約というのは相対のもので、相対のものに民法の法律は含まれません。明記することはできるはずですが、次に、むだ使ということについてお聞きします。改善センターが出来たのは25年前ですが、今まで154万円の収入で、管理費というのが、2億300万円あります。その次に加工所ですが、8年間で使用料が190万円、管理費が1,300万円です。この2つを合計すると、25年で使用料は344万円、管理費は2億1,600万円になります。これはむだではないですか。

答 副町長 改善センターにつきましましては、改善センターの設置目的に従って利用されていますし、今後利用されるように啓発を進めていきたいと思っております。

まちづくり

問 町長の公約優先順位、案件事業数、内容実現タイムアップスケジュール。

答 町長 公約事業は18事業。事業の実現に向け、財政運営が厳しい状況ですが財源を検討する中で短期的に取り組む事業、中・長期的に取り組む事業に分けて、実施計画への位置づけに努め、計画的に取り組む。

巡回バス見直し

問 デマンド交通移行への、公募方法、住民利用調査、利用料金等タイムスケジュールは。



田村 稔 議員

答 町長 3年間の実証運行の中で適宜見直し、利用者等のアンケート調査等を実施したい。

タイムスケジュールは、現在の契約終了後の平成25年3月からデマンド交通へ移行する。

子育て支援

問 児童医療費15歳まで現物給付(現金いらない)に対する考えは。

答 町長 窓口での医療費の自己負担がなく、医療費助成の申請手続きもしなくてよい制度の導入を望む人も多いことは十分承知しているが、一般財源の大幅な増額には慎重な判断が要求される。

小・中学校グラウンド芝生化

問 小・中学校グラウンドの芝生化予定事業費、維持管理費、タイムスケジュールは。

答 町長 校庭芝生化の補助事業導入に向け、学校関係者、保護者、地域の皆様の要望や意見を集約し費用対効果を念頭に継続的に調査研究する。

学力アップ

問 県内一の学力を目指す町長の

実施政策等取り組み(小中一貫教育等)

答 町長 16名の教員を非常勤臨時職員とし、学習指導に活用する、又、中学生の放課後学習支援をする。

答 教育長 小中一貫教育については急いでやる考えは持っていない。



英語の授業

高齢者対策

問 介護施設入所待機人数と取り組み。在宅介護世帯数と人数、取り組みは。

答 町長 平成25年度に、特別養護老人ホーム20床、26年度に認知症対応型共同生活介護(グループホーム)18床の整備を予定。

在宅でサービスを受けている方は、24年1月現在で512人。



介護研修

住民サービス

問 住民票等のコンビニ交付、費用対効果、事業実施スケジュールは。

答 町長 実施に向けて経費や実施時期等について検討を開始している。

子育て支援センター事業

問 事業費、ニーズアンケート等調査、所在地等、他の施設との連携予想効果等内容は。

答 福祉課長 育児のストレスの解消や、親の孤立を防ぎ、虐待等に効果があらわれると思います。

議会を傍聴しませんか



町の重要な施策や、皆さんの身近な問題が審議されますので、ぜひお越しください。本会議、全員協議会、常任委員会が傍聴できます。

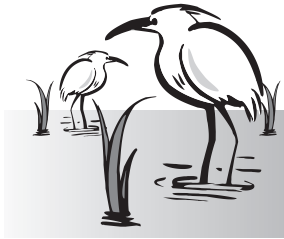
6月定例会は、6月4日(月)開会を予定しています。

※日程等は、変更になる場合もあります。

詳細は、議会事務局へお問い合わせください。

問い合わせ先

上三川町議会事務局
電話(56)9162



議会活性化への取り組み



今まで、議員定数の削減、議会傍聴の拡大、議会広報紙「議会だより」の充実など、議会改革に取り組んできました。

しかし、地方の時代を迎え、地方自治体や議会の役割が益々増大していること、また、住民にとってより開かれた議会となることが望まれていることから、今までの以上に、議会の活性化が求められています。

そのため、議会活性化に向けた検討をする場として、「上三川町議会活性化に向けた改革検討会」を立ち上げ、4月から議論していくことにしました。検討会では、議会の活性化、議会の公開、議会基本条例、各種審議会等への議員の参画、議員倫理などを、検討していきます。この検討会を成功させ、地方の時代にふさわしい、活発な議会の姿を住民の皆さんにお示し致します。

議会の権限

議会の権限は大別すると約11項目挙げられますが、その中でも最大の権限は、町の最終意思決定をする、「議会の議決」となります。

議会が、地方公共団体の意思決定機関であることは、憲法上保障されている制度です。現行の地方自治制度は、議会と首長(町長)の権限及び役割を明確に区分された形式をとっています。町長が提案した予算や条例制定等の案件に対して、可否を表明することが議会の重要な使命であり最大の権限です。

議決した事項は、議員はもちろん町長等執行機関を拘束するものであり、場合によっては住民に対しても拘束することになります。

◆編集後記◆

風薫る5月、この一年で最も穏やかな季節、みなさまいかがお過ごしでしょうか。光をうけ、風に吹かれ、生命の息吹を感じ外に出かけてみませんか。歩く刺激は心身の健康に大切なことですし、子どもたちの健全な成長のためにも、運動することや自然に親しむことは重要なことです。我が町にはまだまだ豊かな自然環境が残り、新しい発見や人との出会いをすることができるとしよう。

近年、ホタル、オオムラサキ、カワラノギクといった、かつてどこにも見られなかった自然を復活させようという動きも活発化してきました。社会構造や生活様式の変化をうけ、人と人との関係が希薄化するなかで地域の新たな発展を期待させます。

議員もまちを歩き、見て、人の話を聞いています。物の見方、考え方は人それぞれであり、固定観念から見えないことも多々あります。もし、議員を見かけましたら、遠慮なく声をかけてください。

町民のみならず共に新しい上三川町の時代を作っていくましよう。

(上村)